

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第15回本部員会議

日時：令和2年5月29日(金) 15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況及び本県の取組について

(2) 緊急事態解除宣言に係る本県の対応について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

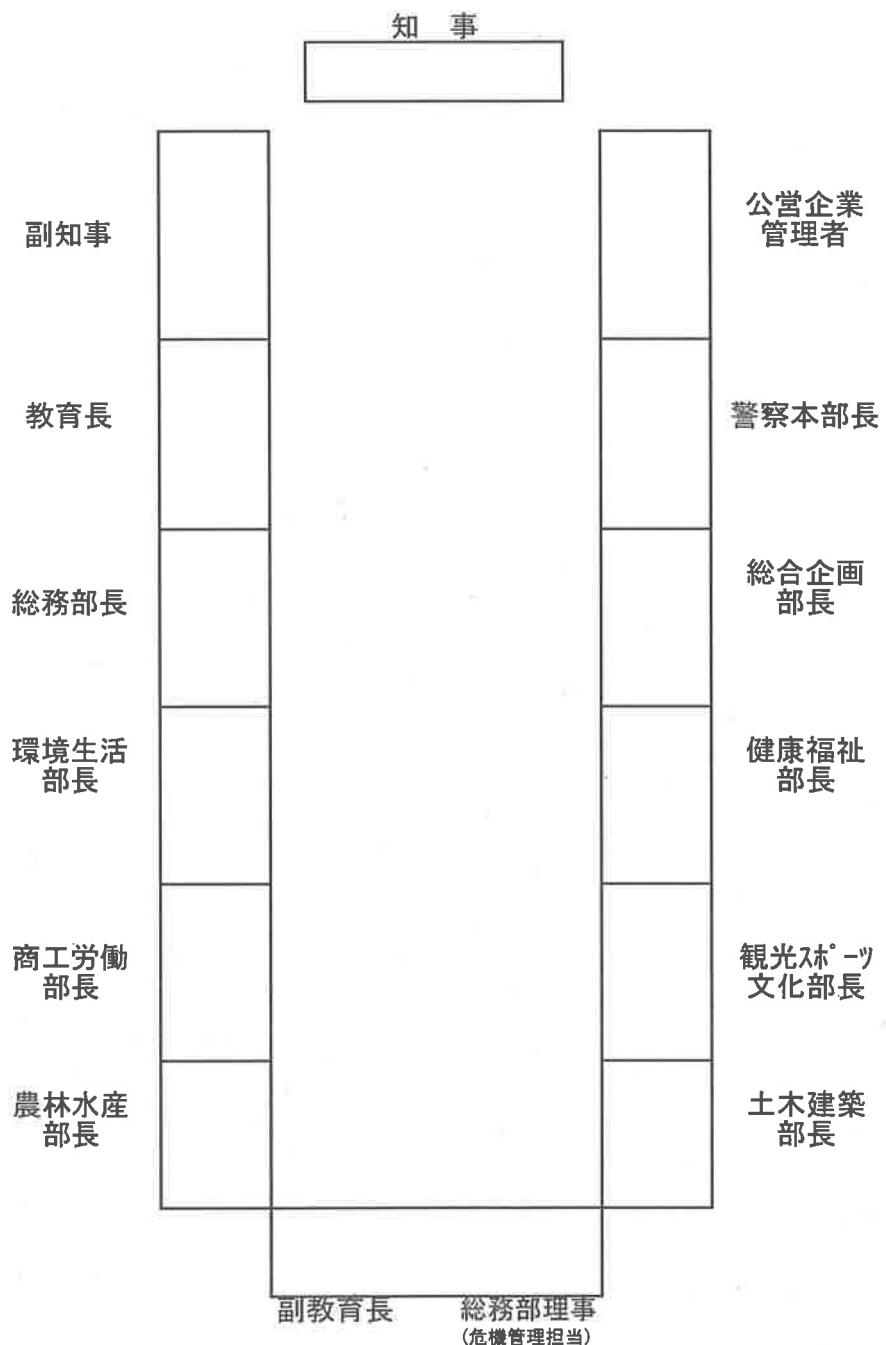
資料1 現在の発生状況及び本県の取組について

資料2 新型コロナウイルス感染症「緊急事態解除宣言」に係る
対処方針について

資料3 県民の皆様・企業の皆様へのお願いについて

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議 配席図

日時：令和2年5月29日(金)15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



健康増進課長	厚政課長	健福部次長	健福理事	総務部次長	防災危機企画監
--------	------	-------	------	-------	---------

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議

日時：令和2年5月29日(金)15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

現在の発生状況及び本県の取組について

1 発生状況（全世界及び日本国内）※厚生労働省公表数字

(1) 全世界（5/28 12:00 現在）【日本を除く】

(人)

患者数	5,624,889	中国国内	82,995
		中国以外(202以上カ国・地域)	5,541,894
死亡者数	353,251	中国国内	4,634
		中国以外	348,617

※感染者の多い国…アメリカ(1,699,073)、ブラジル(411,821)、ロシア(370,171)、英国(267,240)

3/11、WHOは「パンデミック（世界的大流行）と表現できるとの判断に至った」と表明

(2) 日本国内（5/28 0:00 現在）

(人)

	P C R 検 査 実 施 人 数	P C R 検 査 陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者 <small>(うち、重症者数)</small>	退 院 者 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (②除く)	237,367	16,498	1,637 (136)	13,979	867	19
② チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合 計	238,196	16,513	1,637 (136)	13,994	867	19

2 本県の状況

(1) 相談対応 (1/31~5/28)

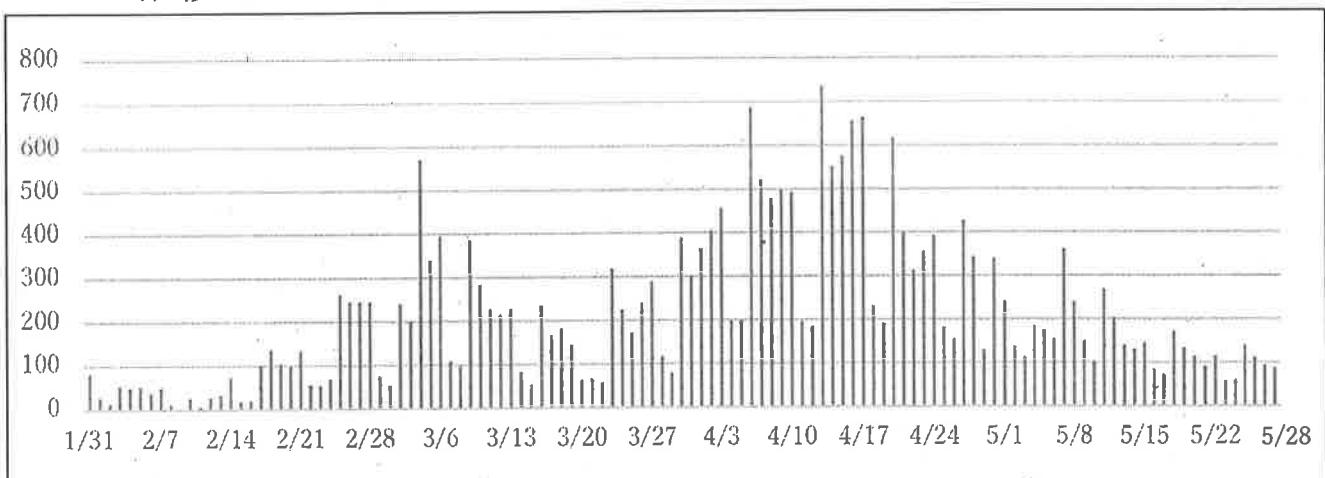
ア 全県相談件数 : 26,222件

イ 相談内容等

①保健所相談窓口

<推移>

(件)



2月13日：国内初の感染者の死亡

3月3日：県内初患者発生

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

3月22日～5月5日：県内4～37例患者発生

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

<件数> (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談例)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件 数	12,963	3,454	1,253	135	9,557	27,362

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言: 10,484件

② 県民相談室・各種相談窓口

(件)

区分	学校・ 保育	消費 生活	衛生 貸付	中小 企業	労働者 支援	農林 漁業	その他 (生活等)	(計)
件 数	234	139	4	77	74	15	777	1,320

(2) PCR検査 (2/15~5/28)

これまで、1,674人にPCR検査を実施し、陽性者は37名

※上記の数値は暫定値であり、変更される可能性がある。

(3) 患者数等

陽性37人 [うち入院者2人 退院者35人]

例目	陽性確定日	市町	年齢	性別	備考
1	3/3	下関市	40歳代	男	県外行動歴あり
2	3/5	下関市	40歳代	女	1例目の濃厚接触者
3	3/5	下関市	10歳未満	非公表	1例目の濃厚接触者
4	3/22	下関市	40歳代	男	フィリピン国籍
5	3/25	山口市	20歳代	男	ヨーロッパへ留学
6	3/26	山口市	40歳代	女	5例目の濃厚接触者
7	4/3	下関市	20歳代	男	県外から帰山
8	4/4	下松市	40歳代	男	県外行動歴あり
9	4/5	周南市	30歳代	男	8例目の同僚等
10	4/5	周南市	40歳代	男	
11	4/5	下松市	40歳代	男	
12	4/5	下松市	50歳代	女	
13	4/6	周南市	20歳代	女	10例目の濃厚接触者
14	4/7	周南市	40歳代	男	9例目の濃厚接触者
15	4/7	光市	20歳代	男	11例目の濃厚接触者
16	4/7	下松市	60歳代	男	
17	4/8	光市	60歳代	女	15例目の濃厚接触者
18	4/10	山口市	50歳代	男	三重県の事例の濃厚接触者
19	4/11	岩国市	10歳代	男	福岡県からの帰省者
20	4/12	岩国市	30歳代	女	19例目の濃厚接触者
21	4/12	岩国市	10歳代	女	19例目の濃厚接触者
22	4/12	下関市	70歳代	男	感染経路不明
23	4/12	山口市	30歳代	男	県外行動歴あり
24	4/13	山口市	30歳代	女	23例目の濃厚接触者

25	4/14	宇部市	40歳代	男	県外行動歴あり
26	4/15	山口市	50歳代	男	25例目の濃厚接触者
27	4/15	防府市	10歳代	女	25例目の濃厚接触者
28	4/15	防府市	40歳代	男	25例目の濃厚接触者
29	4/16	山口市	20歳代	男	26例目の濃厚接触者 県外から帰山
30	4/17	下松市	20歳代	男	27例目の濃厚接触者
31	4/20	防府市	50歳代	男	25例目の濃厚接触者
32	4/27	山陽小野田市	50歳代	男	24例目の濃厚接触者
33	5/1	山口市	60歳代	男	東京居住の別居家族が 帰省し同居
34	5/1	下松市	40歳代	男	第8例目(再発)
35	5/3	光市	70歳代	男	37例目と同室者
36	5/4	光市	70歳代	女	35例目の濃厚接触者
37	5/5	周南市	50歳代	男	35例目の同室者 県外行動歴あり

新型コロナウイルス感染症「緊急事態解除宣言」 に係る対処方針について

令和2年5月29日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、5月25日に全ての都道府県が該当しないと判断され、緊急事態宣言が解除された。

解除後においては、一定の移行期間を設け、外出自粛、施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

1 緊急事態解除宣言の概要

4月16日以降、全都道府県に拡大されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、5月14日に本県を含む39県、21日に2府1県、25日に1都1道3県の解除がそれぞれ決定され、全ての都道府県が対象区域外となったことから、同日に法第32条第5項に基づいて緊急事態の解除が宣言された。

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域及び期間

区分	対象区域（特定都道府県）	期間
特定警戒 都道府県	東京、千葉、埼玉、神奈川、北海道	5月25日まで
	京都、大阪、兵庫	5月21日まで
	茨城、石川、岐阜、愛知、福岡	
上記以外の 特定都道府県	本県を含む34県	5月14日まで

(2) 緊急事態宣言を解除した理由

緊急事態措置を実施すべき区域については、以下の三点に特に着目した上で総合的に判断され、全ての都道府県が対象区域に該当しないと決定された。

＜総合的な判断にあたっての着目点＞

① 感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数。

② 医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制整備。

③ 監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制整備。

(3) 緊急事態宣言解除後の措置

緊急事態宣言解除後の都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設け、概ね3週間ごと（段階：①6月1日以降、②6月19日以降、③7月10日以降）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階に応じて以下の取組を行うことが求められている。

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、住民や事業者に周知を行うこと。
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までには、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。
- ①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道県であった地域との間の移動は慎重に対応するよう促すこと。

- ①の段階において、まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、②の段階から、県外からの人の呼び込みを実施すること。
- 施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを実践するなど一定の安全性が確保できると考えられる業種については、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。
- 各段階（①～③）の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 事業者に対して、引き続き、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの実践をはじめ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。
- 「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に法第24条9項に基づく措置等を講じるものとし、できる限りその判断基準や考え方を設けておくこと。

2 緊急事態解除宣言に係る本県の対応

(1) 県民への協力要請

- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ不要不急の移動は、5月31日まで自粛。
- 直近において感染拡大が懸念される北九州市へ移動については、当面、通勤・通学・通院など日常的なものを除き、不要不急の移動を控えるよう働きかけ。

- 5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県への不要不急の移動は、以下の期間において極力控えるよう働きかけ。
＜大阪府、京都府、兵庫県＞
　6月1日から11までの間
＜東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道＞
　6月1日から18までの間
- 手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した感染防止対策の徹底。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避や、5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県への出張を慎重に判断する（期間は、「(1)県民への協力要請」に記載する期間と同様）など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 直近において感染拡大が懸念される北九州市への出張については、当面、慎重に判断するよう働きかけ。
- 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。

(3) 学校の再開等

ア 公立学校（幼小中高）

- 感染予防に最大限配慮した上で、すべての県立学校において、5月25日（月）から学校教育活動を再開。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて再開。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 県立学校の対応を踏まえ、各学校の実情に応じて再開。

ウ 保育所等

- 全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

（4）県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底するとともに、8都道府県及び北九州市からの来場等の自粛を呼びかけ（期間は、「（1）県民への協力要請」に記載する期間と同様）。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。
- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 今後、県内で感染者が発生した場合は、感染状況に応じて、関係市町と十分協議の上、対応を判断。
- 観光振興については、まずは県内で徐々に取り組み、その状況を踏まえつつ、次の段階から県をまたぐものも含めて検討。

（5）感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、直近1週間の人口10万人あたりの感染者数や、その前1週間からの増加傾向などの指標を設定して継続的にモニタリングを行い、専門家の意見も踏まえ、感染状況を総合的に判断。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、県民に外出の自粛要請など警戒を呼びかけ。

※直近1週間の人口10万人あたりの感染者数が0.25人以上となった場合を、県民への協力要請等の措置を検討する目安。

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言については、国による感染状況を含む分析・評価が行われ、5月25日に全ての地域で解除されました。

本県においては、県民の皆様、企業の皆様のご協力により、5月6日以降の感染は確認されていませんが、緊急事態宣言が解除されても、未だ感染が発生している地域があり、感染が終息したわけではありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、ここで気を緩めることなく、引き続き、感染拡大防止に取り組んでいく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、再び感染を拡大させないよう、また、社会経済活動の回復に向け、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

- ◎ 新たな感染が連日確認されている北九州市については、当面、通勤・通学・通院など生活に必要なものを除き、不要不急の移動を控えてください。やむを得ず移動する場合も、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県については、以下の期間、不要不急の移動は慎重に検討いただき、極力控えてください。
 - ・大阪府、京都府、兵庫県（6月11日まで）
 - ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道（6月18日まで）
- ◎ 県をまたぐ移動については、5月末まで自粛をお願いしますが、6月からは、県をまたぐ移動の際には、本県の情報はもちろん、移動先の地域が提供している情報も確認し、感染予防に努めてください。
- ◎ 企業の皆様におかれでは、5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県及び感染拡大が懸念される北九州市への出張は、上記の期間、慎重に判断いただくとともに、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議の活用など、人との接触を低減する取組を進めてください。
また、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための適切な対策の徹底をお願いします。
- ◎ 皆様お一人おひとりが、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底してくださいますようお願いします。

令和2年5月29日

山口県知事 村岡嗣政